

令和2年6月23日

各障害福祉サービス事業所
施設長様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第3版）

新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについては、令和2年4月13日付け「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第2版）」（以下「本市事務連絡第2版」という。）においてお示ししているところです。

今般、厚生労働省より、令和2年6月19日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」及び「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）」が発出されたことを受け、本市における対応方針をまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

各障害福祉サービス事業所におかれましては、事業の運営及び適正な給付費の算定に当たり御参照いただきますようお願いいたします。

記

1 基準等に係る柔軟な取扱いについて（通所系各サービス共通事項）

本市事務連絡第2版による取扱いは当分の間継続することとし、加えて、下記のとおり障害福祉サービス等報酬を算定する柔軟な取扱いを可能とします。ただし、就労系福祉サービスにおける在宅利用については、事項「2」のとおりとします。

なお、サービス提供に係る留意点や報酬算定の前提となる要件等の考え方は、本市事務連絡第2版を踏襲します。

（1）生活介護における取扱い

いわゆる「3つの密」（「喚起が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるための取組として、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算の適用をしない。

（2）短期入所における取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。

なお、通常の取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。

2 就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱い（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）

(1) 在宅でのサービス利用に係る取扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、就労系障害福祉サービスの在宅利用に係る取扱いについては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（厚生労働省通知）記5（3）「在宅で利用する場合の支援について」の規定を一部緩和して柔軟な取扱いを認めておりますが、今後、年度内（※）における取扱いについては、本市事務連絡第2版の2の内容を変更し、次のとおりとします。

※ 本市事務連絡第2版の2に基づく取扱い 令和2年7月31日まで

今後、年度内の取扱い 令和2年8月1日から令和3年3月31日まで

<今後、年度内の取扱い>

在宅において利用する場合については、次の要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬算定を可能とする。

利用者	・在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる場合
事業所	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記
支援方法	<p>① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保すること。</p> <p>② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成、作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること。</p> <p>③ 緊急時に対応できること。</p> <p>④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>⑤ 事業所職員による訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。 （*訪問又は通所による評価を、電話、PC等による評価等に代替可）</p> <p>⑥ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う。 （*利用者の通所による評価は、事業所職員による訪問による評価に代替可）</p> <p>⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。</p>

3 本市への届出について

(1) 届出書類

通所系サービス事業所が、利用者の居宅においてできる限りの支援を行った場合で、報酬を算定する場合の届出等の取扱いは次のとおりとします。

ア 「1 基準等に係る柔軟な取扱いについて（各通所系サービス共通事項）」の届出書類

引き続き、本市が認める場合に通常の報酬算定を可能としますので、届出書類については、本市事務連絡第2版を踏襲します。

※「届出書」は、既に提出済の場合改めて提出いただく必要はありません。

「報告書」は、引き続き報酬請求と併せて都度提出してください。

イ 「2 就労系障害福祉サービスについて（就労継続支援A型・B型、就労移行支援）」の届出書類

令和2年8月以降も在宅によるサービス利用を継続する対象者については、あらかじめ「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に係る届出書」【別添1】を提出してください（従前の「届出書」の効力は令和2年7月31日までとします。）。

なお、「報告書」については、従前の様式により報酬請求と併せて提出をしてください。

<今後の取扱いに係る在宅利用の届出等>

	就労系障害福祉サービス	左以外の通所系サービス
届出書	新様式	(従前のとおり)
報告書	(従前のとおり)	

(2) 書類の提出方法等

メール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

【問い合わせ先】

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉係

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

電話：075-222-4161